

総務教育常任委員会資料

(令和4年8月19日)

- [件名]
国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について…………… 2

人事委員会事務局

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

令和4年8月19日
人事委員会事務局

令和4年8月8日に国家公務員の給与等に関する人事院勧告等が行われましたので、その概要を報告します。

I 勧告日 令和4年8月8日（月）

II 給与勧告の概要

【 民間給与との較差に基づく給与改定 】

- ① 月例給
 - ・ 民間給与との較差（0.23%）を埋めるため、若年層の俸給月額を引き上げる
- ② ボーナス
 - ・ 支給月数を0.10月分引き上げる（現行4.30月→4.40月）

1 月例給

(1) 官民の比較（令和4年4月分を調査）

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差 (A)－(B)
405,970 円	405,049 円	921 円 (0.23%)

(2) 改定内容

①俸給表

平均改定率 0.3%（大卒初任給の3,000円引上げなど若年層について引上げ）

(3) 実施時期

令和4年4月1日

2 ボーナス（期末・勤勉手当）

(1) 官民の比較（令和3年8月～令和4年7月を調査）

民間(A)	国家公務員(B)	較差 (A)－(B)
4.41月分	4.30月分	0.11月分

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

支給月数の引上げ 現行4.30月分→4.40月分（0.10月分引上げ）

※ 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。

(3) 実施時期

法律の公布日

3 その他

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

- ・ 博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改善を行い、令和5年4月から実施。

(2) テレワークに関する給与面での対応

- ・テレワークに係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討。

(3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

- ・能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与面においても諸課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組。
- ・令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置に向けて、その後も対応。

Ⅲ 公務員人事管理に関する報告の概要

1 人材の確保

- ・受験者の利便性向上のため、令和4年度内に、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢の引下げなどの方針を決定。

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

- ・マネジメント能力向上のための課長級研修のコースの新設及び若年層のキャリア形成支援研修の充実等。
- ・能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう人事評価制度の見直しを周知。

3 勤務環境の整備

- ・新設の勤務時間調査・指導室において本府省の機関等に対し客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。
- ・業務量に比して定員が十分でない部局について、定員管理担当部局に対して必要な働きかけを実施。
- ・国会対応業務について国会等の理解と協力を切願。
- ・テレワークや勤務間インターバル確保の方策等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討。